

第一一六回

参第一二号

行政情報の公開に関する法律（案）

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 行政情報の公開(第五条 第十四条)

第三章 不服申立て及び訴訟(第十五条 第十七条)

第四章 行政情報公開審議会(第十八条)

第五章 雑則(第十九条 第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において行政情報

を公開することが極めて重要であることにかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政情報」とは、行政資料に記録されている情報をいう。

2 この法律において「行政資料」とは、行政機関の職員が行政事務の処理の過程において作成し、又は取得した文書図画、マイクロフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録(電子計算機による情報処理のため磁気テープ、磁気ディスクその他の記録媒体に情報を記録した物をいう。第九条第一項において同じ。)その他の採録物(取得した採録物にあっては、出版物その他一般に頒布されているもの及びこれらに類するものを除く。)で、行政機関が管理しているものをいう。

3 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関、人事院及び会計検査院をいう。

(行政機関の責務)

第三条 行政機関は、行政情報の公開を請求する権利が十分に保障されるように、この法律を解釈し、運用するとともに、行政資料の適切な保管と行政情報の迅速な検索のための体制の確立に努めなければならない。

(情報の提供)

第四条 行政機関は、その保有する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

第二章 行政情報の公開

(行政情報の公開の請求)

第五条 何人も、行政機関の長に対し、行政情報の公開を請求することができる。

(非公開とすることができる行政情報)

第六条 行政機関の長は、公開の請求があつた行政情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを公開しないことができる。

一 我が国の防衛又は外交に関する情報その他の国の利益に関する情報であつて、公開することにより国

の重大な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により何人でも閲覧し、又は視聴することができることとされている行政資料に記録されている情報

ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ハ 法令の規定に基づく処分、手続その他の行為に際して行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

二 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあった者に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

三 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人

の利益を著しく害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある損害又は支障から人の財産又は生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

四 公開することにより人の生命、身体及び財産の保護その他犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることが明らかである情報

五 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する情報であって、公開することによりその適正な遂行に支障を及ぼし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあることが明らかであるもの

六 行政機関が行う立入検査、取締り、徴税、入札、試験、人事その他の事務に関する情報であって、当該事務の性質上、事前に公開することにより当該事務の目的が達成できなくなり、又は当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

七 当該機関の意思決定の過程において行われる当該機関内部の意見交換又は当該機関と他の機関との意見交換における意見の内容をなす情報であって、公開することにより当該機関の意思形成を害するおそれがあることが明らかであるもの

八 行政機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報のうち、専ら当該学術研究の目的のために使用するものであって、公開することにより学術研究の自由を損なうおそれがあることが明らかであるもの

九 前各号に掲げるもののほか、他の法律で非公開とすべきものと定められている情報

- 2 行政機関の長は、一の行政資料に前項各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)とそれ以外の情報とが記録されていると認める場合において、当該非公開情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを容易に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分に記録されている行政情報を公開しなければならない。
- 3 行政機関の長は、第一項各号に該当する行政情報であっても公益上の必要その他正当な事由があると認めるときは、当該行政情報を公開するものとする。

- 4 第一項の規定は、同項第一号に該当する外交に関する行政情報（我が国と他国との間で公開しない旨の取決めがあるものを除く。）については、当該行政情報を記録した行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過した後は、適用しない。

(行政情報の公開の請求方法)

第七条 第五条の規定に基づき行政情報の公開を請求しようとする者は、行政機関の長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- 二 当該請求に係る行政資料の件名又は第十一条第四項の符号、行政資料の形態及び行政情報の公開の方法
- 三 その他政令で定める事項

(行政情報の公開の請求に対する決定等)

第八条 行政機関の長は、第五条の請求を受けた日から起算して二週間以内に当該請求に係る行政情報を公

開するかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができない相当の理由があるときは、当該期間を二週間以内に限り延長することができる。

2 行政機関の長は、前項の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求人に、その旨を書面で通知しなければならない。この場合において、当該決定が公開しない旨の決定であるときは、その理由(当該行政情報を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ示すことができるときは、その理由及びその期日)を併せて通知しなければならない。

3 行政機関の長は、第五条の請求があった場合において、当該請求に係る行政資料を管理していないときは、当該請求の日から起算して二週間以内に請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る行政資料を他の行政機関が管理しているときは、その旨を教示しなければならない。

(公開の方法)

第九条 行政情報の公開は、行政資料の閲覧、視聴又は写し(電磁的記録にあっては、これを文書図画として再生したもの。以下同じ。)の交付により行う。

2 行政資料を閲覧、視聴又は写しの作成に供することにより、当該行政資料を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政資料に代えて、当該行政資料を複製したものの閲覧、視聴又は写しの交付により行うことができる。

(手数料等)

第十条 行政資料(前条第二項の行政資料を複製したものを含む。次項において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 行政資料の写しの交付を受ける者は、政令で定めるところにより、当該行政資料の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 行政情報の公開を請求する者は、政令で定める場合を除き、前項の費用のほか郵送料を納付して、同項の行政資料の写しの送付を請求することができる。

(行政情報検索簿の作成及び閲覧)

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、その保有する行政情報について、行政情報検索簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の行政情報検索簿には、次の各号に掲げる事項を事案ごとに区分して記載しなければならない。

一 事案名

二 当該事案を処理した組織の名称

三 事案の概要

四 当該事案に係る行政資料の件名、形態、作成又は取得の年月日及び保存期間

五 第五条の請求を受理する組織の名称及び所在地

3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、同項第四号の行政資料の件名を記載することにより非公開情報を公開することとなると認めるときは、これを記載しないことができる。

4 前項の規定により行政資料の件名を記載しない場合は、行政資料の件名に代えて、行政資料を特定することができる番号、記号その他の符号を記載しなければならない。

5 行政機関の長は、行政情報を保有するに至ったときは、遅滞なく、当該行政情報について、第二項各号に掲げる事項(既に記載のある事項を除く。)を行政情報検索簿に記載しなければならない。

6 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、行政情報検索簿に記載されている事項(第二項第四号及び第五

号に掲げる事項を除く。)を官報で公示するものとする。

(行政情報サービスセンター)

第十二条 行政情報の公開を請求する者の利便に資するため、総務庁に、行政情報サービスセンターを置く。

(行政情報の公開状況の公表)

第十三条 行政機関の長は、毎年、行政情報の公開の請求の件数、閲覧等に供した行政資料の件名、公開しない旨の決定をした行政情報を記録している行政資料の件名及びその理由その他行政情報の公開の状況について、一般に公表しなければならない。

(行政資料の作成等)

第十四条 行政機関は、政令で定める基準に従って行政資料の作成、整理及び保存を行わなければならない。

第三章 不服申立て及び訴訟

(不服申立て)

第十五条 行政情報の公開に関する処分については、行政情報公開不服審査会に対してのみ行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができる。

2 前項に規定する不服申立てについては、行政機関の長が、行政情報の公開の請求を受けた日から四週間以内になんらの処分をしなかったときは、当該期間を経過した日に当該行政情報を公開しない旨の決定があったものとみなす。

第十六条 前条第一項に規定する不服申立ての手續並びに行政情報公開不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(訴訟)

第十七条 行政情報の公開に関する処分の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から起算して九十日以内にするように努めなければならない。

第四章 行政情報公開審議会

(行政情報公開審議会)

第十八条 内閣総理大臣の諮問に応じ、非公開情報に関する事項、行政資料の作成、整理及び保存に関する事項、行政情報の検索体制の整備に関する事項その他行政情報の公開に関する重要事項を調査審議させるため、総務庁に、行政情報公開審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項について、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(苦情処理)

第十九条 行政機関の長は、行政情報の公開の請求に係る苦情その他行政情報の内容又は行政情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第二十条 総務庁長官は、行政機関における行政情報の公開に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第二十一条 総務庁長官は、この法律の目的を達するため必要があると認めるときは、行政機関における行政情報の公開に関し、内閣総理大臣又は行政機関の長に対し意見を述べることができる。

(他の法律との関係)

第二十二條 他の法律又はこれに基づく命令(以下この条において「他の法令」という。)の規定により行政情報の内容が現に公表されているとき、又は行政情報の内容を知るための手続が他の法令において定められているときは、当該行政情報については、この法律の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第二十三條 行政機関の長は、政令(人事院又は会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、この法律の規定により属させられた権限又は事務を、当該行政機関の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十五條 偽りその他不正の手段により、非公開情報の公開を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の保有する情報の公開)

第二十六條 地方公共団体は、この法律に定める行政機関における行政情報の公開の措置に準じて、その保

有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律施行の際現に行政機関が保有している行政情報については、第十一条第五項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長は、前項の行政情報についても、第十一条第二項各号に掲げる事項（既に記載のある事項を除く。）を行政情報検索簿に記載するよう努めるものとする。

(総務庁設置法の一部改正)

第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 行政情報の公開に関する法律(平成元年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第九条の次に次の一条を加える。

(地方支分部局)

第九条の二 総務庁に、次の地方支分部局を置く。

管区行政監察局

行政情報サービスセンター

2 前項に定めるもののほか、当分の間、総務庁に、地方支分都局として、沖縄行政監察事務所を置く。

第十条の見出しを「(管区行政監察局等)」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第十条の次に次の一条を加える。

(行政情報サービスセンター)

第十一条 行政情報サービスセンターは、第四条第十一号の二に掲げる事務及びこれに関する同条第五十八号に掲げる事務を分掌する。

- 2 行政情報サービスセンターは、前項の事務のほか、各行政機関の所掌事務のうち、行政情報検索簿の閲覧に関する事務、行政情報の公開の請求に関する相談その他の行政情報の公開に関する事務を分掌する。
- 3 前項の事務については、当該事務を所掌する行政機関の長が行政情報サービスセンターの長を指揮監督する。
- 4 行政情報サービスセンターは、都道府県ごとにその区域を管轄区域として置かれるものとし、その名称、位置及び内部組織については、政令で定める。

理 由

国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において行政情報を公開することが極めて重要であることにかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、初年度約十二億四千万円、平年度約九億四千万円の見込みである。